



政策集団「のぞみ」の理念の前で

かに政権を担う資格のない政党かを、知っていたら良かったいからです。

——今回の献金問題は、突きつめていくと、菅総理の市民運動家出身という経歴と無縁ではないような感じを受けます。

古屋 菅総理は原発問題でも、浜岡を止めるとか、ストレステストを行うとか、脱原発宣言をするとか、政府・与党内で論議もしないで、無理を承知の決断を行っています。彼は工学部出身ですから、それらがいかに高いハードルであるかをわかったうえで、あえてそう

いう決断をしている。これは、彼がもともと市民運動家出身で、常に反国家・反政府で政治活動をやってきたと考えれば、全部つじつまが合う話だと思えます。

——菅総理は従来の総理とは異質の人ですから、窮地に追い込まれても、そう簡単に辞めそうにありませんね。

古屋 本誌が出る頃にはどういう状況になっているか、予断を許しません、仮に代表選をやっても、総理の椅子に居座る可能性があります。また、再び不信任案を突きつけられ、民主党から多数の賛成票が出て可決されたら、間違いなく解散・総選挙に打って出るでしょう。菅さんにとって大事なことは、民主党が与党で居続けることではなく、昔ながらの極左勢力を糾合して、数10人規模で政治のキャスティングボートを握ることではないか。そんなことは狂気の沙汰ですが、その可能性は否定できない。残念ながら、そういう人を総理大臣に戴いてしまったということです。

(註)この後、民主・自民・公明の3党合意ができ、菅総理が8月中にも辞任する見通しとなった。

憲法改正の国民投票に向け 憲法96条改正の議連設立

——ところで、古屋さんはこの6月に、「憲法96条改正を目指す議員連盟」という超党派の議連を設立されましたね。

古屋 私が自民党の代表で、民主党の代表は

小沢鋭仁氏です。共産党、社民党以外の各政党が参加し、代表を出しています。公明党は個人の立場での参加です。メンバーはすでに250人を超えています。この議連の目的はただ一つ、国民投票実施へのハードルを低くすることです。憲法改正の手続きを定めた現在の憲法96条では、衆参両院の3分の2以上の同意があって、はじめて国民投票に付することができることになっています。このハードルがきわめて高いために、終戦直後に占領下でつくられた日本国憲法は、一度も改正されていません。

私が衆議院議員になった1990年以降、国連に加盟する国のおかげで、憲法を新たに制定したり、改正したりした国は、93カ国にのぼります。そのうち危機管理条項がない国はゼロです。しかし、日本国憲法にはそれがありません。だから、たとえば、どうしようもない人物を総理にした場合、首長ならリコールできますが、総理はリコールできないわけです。総理を代えるには、総理が自主的に辞任するか、衆議院で不信任案を通して、総辞職か解散・総選挙に追い込むしかない。

——菅総理の進退問題は憲法問題ともつながっているわけですね。

古屋 今、日本は国家的危機に直面しています。しかし、政権を担っている民主党は、国家観とか国益を守る意識の薄い政党ですから、今回の大震災をとってみても、全く危機管理能力を欠いているし、当事者能力を発揮でき